

船舶インシデント調査報告書

令和2年1月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	令和元年8月28日 22時00分ごろ
発生場所	山口県 ^{せんざき} 仙崎湾 仙崎大日比第1防波堤灯台から真方位099° 1,780m付近 (概位 北緯34°24.6′ 東経131°13.8′)
インシデントの概要	漁船 ^{かつ} 勝丸は、操業中、網が推進器に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年9月4日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 勝丸、2.86トン
船舶番号、船舶所有者等	YG3-41528（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 ほとんどなし
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、底引き網を投入し、緩やかに右転しながらえい網を開始した直後、網が推進器に絡まって運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に救助を依頼し、来援した巡視艇により山口県^{ながと}長門市仙崎漁港へえい航され、同漁港において絡まった網が取り除かれた。</p> <p>船長は、風の影響を考慮せずにえい網を開始したので、本船が風を受け、投入した網付近へ圧流されたと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、風力3の南南西風が吹く状況下、底引き網漁の操業中、船長が風の影響で投入した網付近へ圧流されていることに気付かずにえい網を開始したことから、網が推進器に絡まり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、風力3の南南西風が吹く状況下、底引き網漁の操業中、船長が風の影響で投入した網付近へ圧流されていることに気付かずにえい網を開始したため、網が推進器に絡まったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・底引き網漁を行う船長は、えい網を行う場合、船体が受ける風の影響を考慮して船の進行方向及び網の投入方向を決定すること。